|  |  |
| --- | --- |
| 　令和　５年　　月　　日　　時　　分　受理 | 受付順位 |
|  |  |
| 提出者に対する質疑通告書　藤枝市議会議長　　山根　一　様藤枝市議会議員　９番　石　井　通　春　㊞ |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 |
| 認第5号令和4年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 介護保険決算について　介護保険料は、むこう3年間の保険給付（市民が介護保険サービスを使用する利用量）を推計し、被保険者数で割って、月額の保険料を決定する仕組みである。　今年は第8次プランの中間年度の決算が出され、年度末には第9次プランの策定（介護保険料の決定）が進められる。　本市の介護保険決算の推移からは、想定以上の保険給付の計画となっている傾向がずっと続き、会計運営も健全な事から、値上げの必要はなく、値下げも視野に入る経営になっているのではないか。別表の下記の点から検討すべきである。・保険給付の計画と決算で、毎年多くの過不足（需要の過大な見積もり）が生じていること。・それでも、黒字決算が続き、基金に変化はない事。・被保険者数が年々増加する事で、単価が安くなること。・仮に100円値下げするとしても、概要（100円×44000人×12か月＝5280万）十分手が届く状況である事。 |